

「長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業に係る仮換地売却」に係る Q&A

Q-1 提出書類に長与町税完納証明書とありますが、長与町外の事業所も入札に参加できるのでしょうか？

A-1 長与町外の事業所様も御参加可能です。ただし、参加資格申請の際は長与町税完納証明書の提出をしていただきます。

Q-2 当該売却地の使用収益開始日の通知は出ているのでしょうか？

A-2 令和4年5月16日付けで出ております。

Q-3 契約後の登記手続きはどのようなのでしょうか？

A-3 契約代金の支払い後に、売買物件の従前地を所有権移転していただきます。なお、登記は買受け人（落札者）に行っていただきます。登記に係る費用は買受け人（落札者）の負担となります。

Q-4 従前地の所有権移転後、従前地に抵当権をつけることは可能でしょうか？

A-4 可能です。

Q-5 本入札の売却地は仮換地ですが、事業収束後に清算金が発生するのでしょうか？

A-5 清算金は発生いたします。ただし、本入札においての売却物件の清算金については、長与町が負担するものとします。また、事業収束時期の確定測量により、売却物件の売買面積と換地処分による登記簿面積が異なった場合は、現況有姿での引渡しとなるため、売買代金の精算は行いません。

Q-6 入札回数が2回となっていますが、どういう意味でしょうか？

A-6 1回目の入札において、落札者が決まらなかった場合（無効入札等）に、2回目の入札をその場で行います。

Q-7 辞退をした場合、入札保証金は返還されるのでしょうか？

A-7 本入札を辞退した場合も、入札保証金は返還いたします。

Q-8 売買代金の納入期日はいつまでになるのでしょうか？

A-8 契約締結後 30 日以内に納入していただきます。

Q-9 入札保証金は最低売却価格の 100 分の 5 以上ではないのでしょうか？

A-9 本入札の入札保証金は、契約希望金額（入札額）の 100 分の 5 以上となります。そのため、入札保証金については、競争入札参加資格確認通知と併せて送付する納付書に、参加者御自身で金額を記入し、納入していただきます。また、入札保証金額が見積もった契約希望金額の 100 分の 5 未満の場合には、入札が無効となりますので、入札会場で入札書に金額を記載する際は、十分ご注意ください。

Q-10 入札辞退は入札保証金を納める前でもできますか？

A-10 可能です。